

## 必要書類（共通）

申請をする全ての方	
有効な外国の運転免許証等 (提示)	<p>現在有効な外国の運転免許証及び、有効期限が切れた当該国の過去の運転免許証（お持ちの方のみ） ※外国免許証（カード型又は紙タイプ）の原本が必要です。電子免許証のみでは切替できません。 ※免許取得日が記載されていない場合は、免許取得日（初回取得日）を証明する書類（ドライバーズレコード等）が必要となります。また、2種目（例：普通免許と普通二輪免許など）以上の運転免許を取得している方は、それぞれの免許取得日を証明する書類が必要です。 ※技能確認を受ける方は、技能確認当日まで有効な運転免許証が必要（予約日から概ね3～4か月後）となるため、更新時期が近い方は更新後に予約をしてください。その際は、更新後の運転免許証の日本語翻訳文等が必要になります。</p>
上記外国の運転免許証の日本語翻訳文 (提出)	<p>下記のいずれかが作成したもの 運転免許を取得した国の駐日大使館（台湾の運転免許証は、台湾日本関係協会）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本自動車連盟（J A F）</li> <li>・ドイツ自動車連盟（ドイツ）</li> <li>・ジップラス株式会社（台湾、アメリカ合衆国、ベトナム社会主義共和国、中華人民共和国、フィリピン共和国、香港特別行政区、ウクライナ、ミャンマー連邦共和国、ネパール、インドネシア共和国、スリランカ民主社会主義共和国、シンガポール、英国（イングランド、スコットランド、ウェールズ及び北アイルランド））</li> <li>・訪日運転者支援協会（フランス、ドイツ、スイス、ベルギー、モナコ、中華人民共和国、台湾）</li> </ul>
日本の運転免許証または免許情報記録個人番号 カード（マイナ免許証）	現在及び過去に受けたことのある方
運転免許を取得した国などに、運転免許を取得後、通算して3か月以上滞在していたことが確認できるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旅券（パスポート）等（古いパスポートがあれば、全てお持ちください）</li> <li>・出入国の際に自動化ゲートを利用した場合は、運転免許を取得した国等の出入国記録証明書などを取得してください。</li> </ul> <p>※自動化ゲートを利用していないパスポートでも、出入国記録証明書等の書類が必要になる場合があるので、国別必要書類一覧を確認し、ご準備ください。</p>
申請用写真 (申請書に添付する写真)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・縦3センチメートル×横2.4センチメートル（1枚）</li> <li>・無帽（宗教上又は医療上の理由がある場合を除く。）、正面、上三分身、無背景、申請前6か月以内に撮影したもの</li> <li>・複数の免種を申請する場合は、種目数に応じた枚数が必要です。</li> </ul> <p>※粒子の粗い写真や本人識別ができない写真は使用できません。 ※写真は、職員が窓口で確認します。 ※各運転免許試験場（府中・鮫洲・江東）に設置されている、自動証明写真機（スピード写真機）で撮影したものも使用できます。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国運転免許証の取得国や取得状況によって必要書類が異なりますので、国別必要書類一覧を確認してください。</li> <li>・上記『免許取得国等での滞在期間3か月以上』のほかにも、滞在期間を確認する必要がありますので、運転経歴及び滞在期間がわかるもの（過去の外国の運転免許証等）をお持ちの方はご持参ください。</li> </ul>
住民基本台帳法の適用を受ける方	
住民票の写し (提出)	<p><b>日 本 国 籍 の 方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本籍が記載された住民票の写し（コピー不可、マイナンバーが記載されていないもの、交付日から6か月以内のもの）</li> <li>住民票を除票している方は、『戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍事項証明書に加え、「国外転出者の滞在場所証明書」及び、「証明者の氏名や住所等が確認できる身分証明書（運転免許証等）のコピー」、「証明者が世帯主であることが確認できるもの（住民票等）のコピー」</li> <li>※マイナンバーが記載された住民票の写しを持参された場合、サインペン等でマイナンバー記載部分をマスキングしていただきます。</li> </ul>
	<p><b>外 国 籍 の 方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>特定事項が記載された</u>住民票の写し（コピー不可、マイナンバーが記載されていないもの、交付日から6か月以内のもの）</li> <li>※特定事項とは、住民基本台帳法第30条の45の規定により同条に規定する外国人住民に係る住民票に記載する事項（<b>国籍、在留資格、在留期間、在留期間の満了日、在留カード番号（特別永住者は特別永住者証明書番号）</b>）</li> <li>※マイナンバーが記載された住民票の写しを持参された場合、サインペン等でマイナンバー記載部分をマスキングしていただきます。</li> </ul>
住民基本台帳法の適用を受けない方	
外務省の発行する身分証明書（提示）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外交官身分証明書</li> <li>・領事館身分証明書</li> <li>・身分証明書</li> <li>・国際機関職員身分証明書</li> </ul>
権限のある機関が発行する身分を証明する書類で国家公安委員会が定めるもの（提示）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「外交」又は「公用」の在留資格が表示されている上陸許可の証印が付された書類</li> <li>・在留資格認定証明書</li> <li>・日本国領事館等の査証を受け、及び在留資格認定証明書の交付を受けることができる在留資格が表示されている上陸許可の証印が付された書類</li> <li>・合衆国軍隊の構成員の身分証明書</li> </ul>
公の機関が発行した住所を確かめるに足りる書類又はこれに準ずるもの（提出）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐日大使館や在日米軍当局等が発行した申請者の住所を確認することができる書類等</li> </ul>
旅券（提示）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記に加えて旅券（パスポート）も必要です。</li> </ul>